## 鳥取県告示第 549 号

平成 11 年鳥取県告示第 751 号 (環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成20年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前			
1 指定する地区		1 指定する地区			
地区名 市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域	
		倉市は一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一	倉吉市	1 倉吉市打吹玉川伝統的 建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁 目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉 町線 3 県道倉吉福本線の次の 区間(北側歩道に限る。) 起点 市道仲ノ町明治 町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治 町二丁目線 終点 市道の子のでが ので域)	
境港市水 境港市 木しげる ロード地 区	1 市道境港駅岬町線の 次の区間 起点 県道境港停車 場線 終点 境港市本町	倉田 が 日本		1 倉吉市関金町小泉の 一部(清流遊YOU村 の区域) 2 市道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 倉吉市関金町 小泉字屋敷通 246 地先 1 市道境港駅岬町線の 次の区間 起点 県道境港停車 場線	

	2 県道境港停車場線の			2 県道境港停車場線の
	全線			全線
	3 境港市大正町の一部			3 境港市大正町の一部
	(境港駅前広場の区			(境港駅前広場の区
	域)			域)
略			略	
2 略		2	略	